

事務局だより

(公社)羽曳野市シルバー人材センター
〒583-1087-1
羽曳野市野々上4丁目5番12号
TEL 936-11500
FAX 936-11511

11月1日より自転車に関する法律が変更されました。携帯電話を使用しながら自転車を運転するいわゆる「ながら運転」や、自転車での酒気帯び運転が罰則の対象となり、警察は周知を図るとともに悪質な違反を取り締まることになりました。具体的には、携帯電話を使用しながら自転車を運転して事故を起こすなどの危険を生じさせた場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金、危険を生じさせなくても携帯電話を手に持ちながら通話や画面を注視した場合、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金が科されます。また、アルコールの影響で正常な運転ができないおそれがある「酒酔い運転」には罰則がありました。罰則の対象外だった「酒気帯び運転」についても3年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されることになりました。自転車での「ながら運転」について、専門家は「歩行者や車に衝突する危険性が非常に高まり、自身が被害者にも加害者にもなるおそれがある」と指摘します。

自転車「ながら運転」「飲酒運転」懲役・罰金！

11月1日より自転車に関する法律が変更されました。携帯電話を使用しながら自転車を運転するいわゆる「ながら運転」や、自転車での酒気帯び運転が罰則の対象となり、警察は周知を図るとともに悪質な違反を取り締まることになりました。具体的には、携帯電話を使用しながら自転車を運転して事故を起こすなどの危険を生じさせた場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金、危険を生じさせなくても携帯電話を手に持ちながら通話や画面を注視した場合、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金が科されます。また、アルコールの影響で正常な運転ができないおそれがある「酒酔い運転」には罰則がありました。罰則の対象外だった「酒気帯び運転」についても3年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されることになりました。自転車での「ながら運転」について、専門家は「歩行者や車に衝突する危険性が非常に高まり、自身が被害者にも加害者にもなるおそれがある」と指摘します。

★「ながら運転」事故増加

警察庁によりまず、自転車が関係する人身事故は9月末までに全国で4万9044件起きていて、このうち自転車の「ながら運転」による事故は126件発生しているということです。

★雨天時の「片手運転」やめよう

雨の日に多くみられる傘をさしたの片手運転は非常に危険を伴いますので雨の日はレインコートや雨ガッパを着用して両手でハンドルを握るようにしましょう。事故は加害者にも被害者にもなるおそれがありますのでルールを守ることはもちろん、自転車保険に加入しましょう。保険の期限の確認も忘れずに。

★酒気帯び運転も罰則の対象に！

アルコールの影響で正常な運転ができないおそれがある「酒酔い運転」には罰則がありました。罰則の対象外だった「酒気帯び運転」についても3年以下の懲役または30万円以下の罰金が科されることになりました。

★自転車ヘルメット着用努力義務化！

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から、自転車を利用する全ての大人に自転車ヘルメットの着用が努力義務となりました。改正前は「児童または幼児に乗車時にかぶらせるように努める」として両親などの保護者に着用義務が課せられていました。しかし、改正後は児童等に「限らず」自転車の運転者は自転車ヘルメットを装着することが努力義務と定められています。

★売上金を社会福祉協議会に寄付しました。

市民の方に広くシルバー人材センターを知ってもらうために10月は「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」と定められています。当センターでは普及啓発活動として10月20日に「リックでフリマ」にバザーを出店し市民に広くPRしました。家事部会で企画し部会員全員で参加していただきました。バザーは5万5800円を売り上げることができました。バザーの売上金を11月12日に麻野理事長と亀井理事で社会福祉協議会に全額寄付させていただきました。会員の皆様、提供品のご協力ありがとうございました。



左から 麻野理事長・亀井理事・浦田会長(社会福祉協議会)

★11月よりフリーランス 事業者間取引適正化等法がスタートしました。

一般的にフリーランス新法と略して呼ばれる法律が新たに施行されました。請負委任の形で働いている会員さんは個人事業主フリーランスに該当します。法律で何が変わったかといえば11月より就業条件を明確に示すことになりました。内容は会員さんに対して委託事業者名、委託日、就業内容、就業予定期間、就業場所、就業完了日、配分金額、配分金支払日等を口頭で説明するのではなく電磁的スマホやパソコン等、又は文書で明示するようになりました。スマホやパソコンをお持ちの会員さんは会員クラウドサービスに登録することで明示書が確認できます。会員クラウドサービスのインストール方法や利用方法は事務局で説明いたしますので遠慮なくお越しください。(こみあ)です。事務局にお越しの際は電話連絡の上お越しください。また明示書の文書版を希望の方は事務局でお渡しいたしますのでご連絡ください。明示書については11月1日以降に新規で就業した会員さんが対象になります。また、3月末が年度更新の方は更新時3月末に明示書を確認することになります。また、シルバーのラインに登録していただくことで簡単に会員クラウドサービスをインストールすることができます。ラインがない方も会員クラウドサービスは簡単にインストールできますので是非ご利用ください。クラウドサービスは明示書だけでなく毎月の配分金明細書も確認できますので非常に便利なアプリとなっております。無料でご利用できます。会員クラウドサービス利用時に使用する初期パスワードは事務局でお伝えいたします。

☆12月の安全標語: 他人ごとと思ふな 我が身と思え 事故は減る 有馬 壽幸さん